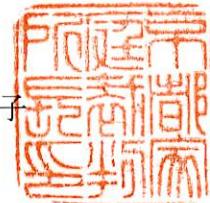


京家裁総第386号

令和4年3月24日

山中理司様

京都家庭裁判所長 徳岡由美子



司法行政文書開示通知書

2月4日付け（同月7日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、
下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称

「1 家事事件（調停、審判、履行勧告等）に関する通知（告知）等費用
の負担について」から始まる文書（片面で11枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話075-722-7211（内線218）

1 家事事件(調停, 審判, 履行勧告等)に関する通知(告知)等費用の負担について
(この表の費用とは、郵便料を指す。)

平成31年2月27日 広島高裁家事チーム

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
調停をしない場合又は調停不成立の場合の当事者への通知費用(調停をしない場合(規則132条1項), 調停不成立の場合(法272条2項))	国庫	昭和31年7月9日家庭甲第104号家庭裁判所長あて家庭局長通知「家事事件手続費用の負担について」書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」174, 177頁
訴え取下げとみなされるときの受訴裁判所への通知費用(規則133条1項) (規則133条2項の通知も同様と解される。)	国庫	昭和31年7月9日家庭甲第104号家庭裁判所長あて家庭局長通知「家事事件手続費用の負担について」書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」163頁
戸籍事務管掌者への通知費用(規則89条, 93条2項, 94条, 95条, 100条, 119条, 130条2項, 134条, 136条) (いわゆる「戸籍通知」)	国庫	昭和31年7月9日家庭甲第104号家庭裁判所長あて家庭局長通知「家事事件手続費用の負担について」書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」190頁 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41, 113頁 家事審判法実務講義案(6訂再訂版)39頁

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
事実の調査をした旨の通知費用(法63条、70条)	当事者	民訴費用法11条1項1号 平成25年8月1日高等、家庭裁判所事務局長宛家庭局第二課長事務連絡「家事事件の手続における通知に要する費用の負担について」 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」409頁
家事審判の申立ての取下げの同意があった(同意したものとみなされた場合を含む。)旨の通知費用(規則52条2項)	当事者	民訴費用法11条1項1号 平成25年8月1日高等、家庭裁判所事務局長宛家庭局第二課長事務連絡「家事事件の手続における通知に要する費用の負担について」 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」443頁
法83条の規定により家事審判の申立ての取下げがあったものとみなされた旨の通知費用(規則52条3項)	当事者	民訴費用法11条1項1号 平成25年8月1日高等、家庭裁判所事務局長宛家庭局第二課長事務連絡「家事事件の手続における通知に要する費用の負担について」 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」444頁
調停条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対する調停成立の通知費用(規則130条1項)	国庫	昭和57年3月訟廷執務資料第52号「裁判所書記官会同協議要録(家庭関係)」48頁78 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」172頁
調停期日に出頭しなかった利害関係参加人に対する調停成立の通知費用(規則130条1項)	国庫	書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」169頁

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
調停に代わる審判が異議申立てによって効力を失った場合の当事者への通知費用(法286条5項)	国庫	昭和57年3月訴廷執務資料第52号「裁判所書記官会同協議要録(家庭関係)」48頁79 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」183頁
事件を支部又は本庁へ回付した場合の当事者に対する通知費用(回付記録の送付費用は2を参照)	国庫	昭和47年11月13日総三第70号総務局長回答「事件記録の送付費用等について」
予納命令の告知費用(民訴費用法12条1項)(手数料以外) 補正命令の告知費用(法49条4項、255条4項)(手数料)	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和34年8月4日経監第74号「民事訴訟における費用を国庫から支出または立替するについて」
調停委員に対する期日の通知費用	国庫	平成19年1月家庭裁判資料第183号訴廷執務資料第74号「家事書記官事務の手引(改訂版)」99頁 昭和27年2月4日付け会甲第99号經理局長・民事局長通知「民事調停に関する費用の取扱について」
移送決定の告知費用(法9条) (移送記録の送付費用は2を参照)	当事者	民訴費用法11条1項1号 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」12頁
更正決定の告知費用(法77条、269条)	当事者	民訴費用法11条1項1号 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」98頁 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」199頁

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
取下げ通知の費用(規52条1項、132条3項)	当事者	民訴費用法11条1項1号 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」186頁、442頁 平成19年1月家庭裁判資料第183号訟廷執務資料第74号「家事書記官事務の手引(改訂版)」108頁
履行勧告事件の呼出し、通知、嘱託等の費用	国庫	書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」578頁 平成16年3月29日付け最高裁家一第78号事務総長通達「履行確保事務の運用について」
履行命令事件に関する呼出し、告知の費用	当事者	民訴費用法11条1項1号 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」583頁
領事関係に関するウィーン条約に基づく領事機関通報の費用 (S61. 10. 22刑二第170号事務総長通達)	国庫	(正式回答ではないが、家庭局は一応、国庫負担として整理しているとのこと。)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則に基づく外務大臣への通知の費用(規94条ほか)	国庫	平成26年9月家庭裁判資料第198号「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律執務資料」251、357頁 ※東京家裁・大阪家裁以外の家裁にも、同法の適用される家事事件が係属する可能性があることに注意すること。
特別縁故者に対する相続財産の分与の審判申立事件における、相続財産管理人に対する審判申立通知及び審判確定通知の費用(規110条2項)	当事者	民訴費用法11条1項1号

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
特別養子縁組成立申立事件における児童相談所等に対する審判確定通知の費用(規則93条3項)	国庫(注)	(注) 国庫負担か当事者負担かは、最終的には裁判官の判断によるというのが家庭局の回答(H30.10.5電話) 広島家裁の取扱いは国庫負担 行政共助的な連絡の性質を有するものなので、国庫負担と考える(家事チーム)。
「当事者や『審判を受ける者』以外の者に審判の内容を連絡する場合の連絡費用 「当事者や『審判を受ける者』以外の者に事件の終了を通知する場合の通知費用 当事者以外の者に申立書等の写しを送付する場合の送付費用	当事者	平成26年2月19日付家庭局第二課長、総務局第三課長書簡 ※「審判を受ける者」と「審判を受ける者となるべき者」との違いに注意すること。
費用予納の促しのための書類の送付費用 (連絡文書を送付するための郵券もない場合)	国庫	書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41~42頁 昭和34年8月4日経監第74号「民事訴訟における費用を国庫から支出または立替するについて」
送付嘱託書の送付費用(回答書返送費用も含む。) (送付嘱託に基づき、嘱託庁に事件記録を送付する場合の送付費用については2を参照)	当事者	民訴費用法11条1項1号 民事実務講義案Ⅱ(五訂版)110頁

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
調査嘱託書の送付費用(回答書返送費用も含む。) (調査嘱託に基づき、嘱託庁に事件記録を送付する場合の送付費用については2を参照)	当事者(注)	<p>同上</p> <p>(注) なお、職権により立件した後見関係事件において、手続を進めるための手続費用は、国庫において立て替える取扱いが行われている(書記官実務研究報告書第7号平成21年度実務研究「後見等監督事件に関する書記官事務の研究」85頁。昭和41.8.4最高裁家二第111号家庭局長事務取扱回答)。そして、立て替えた手続費用は、事件の裁判と同時に、費用負担の裁判がされない限り、国庫の負担と解されている(家事審判法実務講義案(6訂再訂版)39~40頁)。 (例:金融機関に対する調査嘱託書送付費用、その回答に要する費用など。)</p>
戸籍の記載嘱託書の送付費用(法116条)(規76条) (戸籍謄本の返信にかかる郵送料を含む。)	当事者	<p>民訴費用法11条1項1号 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」107頁 平成19年1月家庭裁判資料第183号訟廷執務資料第74号「家事書記官事務の手引(改訂版)」42頁 家事審判法実務講義案(6訂再訂版)39頁</p>
後見登記法に定める登記の嘱託書の送付費用(法116条)(規77条) (登記嘱託用の収入印紙及び登記済証の返信に係る郵送料を含む。)	当事者	<p>民訴費用法11条1項1号 平成19年1月家庭裁判資料第183号訟廷執務資料第74号「家事書記官事務の手引(改訂版)」46頁 平成12年6月家庭裁判資料第176号「改正成年後見制度関係執務資料(続)」136頁 家事審判法実務講義案(6訂再訂版)39頁</p>

通知(告知)等費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
調停条項案の提示のための書類の送付費用(受諾調停)(法270条1項) 受諾書面の郵送(返信)の費用(")	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和57年3月訟廷執務資料第52号裁判所書記官会 同協議要録48頁78 書記官実務研究報告書第14号平成28年度書記官実 務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運 用に関する実証的研究」171頁 平成8年2月家庭裁判資料第164号改訂家事執務資 料集下巻の一(調停、23条・24条審判)272頁
官報公告申込みのための書類の送付費用	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和33年8月14日経第2号経理局長、訟廷部長、家 庭局長回答「家事事件手続費用の負担について」
他の家裁に事実の調査又は証拠調べを嘱託する場合(いわゆる共助事件) の必要な書類の送付費用	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和49年7月16日家二第136号家庭局長回答「家事 審判規則第7条第2項に必要な書類の送付費用につ いて」

2 家事事件(調停、審判、履行勧告等)に関する記録の送付費用の負担について

記録送付費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
移送記録の送付費用 (移送決定の告知費用については1を参照)	国庫	書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41頁 昭和47年6月28日付け総務局長書簡「民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則の施行に伴う事件記録の送付費用等について」 昭和35年5月訟廷執務資料第28号「家庭裁判所上席主任書記官会同協議要録」61頁167
回付記録の送付費用 (回付の通知費用については1を参照)	国庫	同上
保存替えにかかる記録の送付費用 (後見に関する事件のいわゆる「保管替え」) ※平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」第1の1の(4)	国庫	解釈上、民訴費用法11条1項1号に該当しないと解されるため、移送や回付に準じて扱うのが相当(家事チーム)。
抗告(上訴)(記録の返還を含む。)にかかる記録の送付費用	国庫	昭和47年6月28日付け総務局長書簡「民事訴訟費用等に関する規則等の一部を改正する規則の施行に伴う事件記録の送付費用等について」 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41頁
調査嘱託に係る他庁への記録の送付費用 (調査嘱託書の送付費用については1を参照)	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和57年3月訟廷執務資料第52号「裁判所書記官会同協議要録(家庭関係)」49頁81 昭和47年7月12日総三第37号総務局長事務代理回答「事件記録の送付費用について」

記録送付費用の種類	費用負担者	根拠、文献等
送付嘱託に係る他庁への記録の送付費用 (送付嘱託書の送付費用については1を参照)	当事者	民訴費用法11条1項1号 昭和47年7月12日総三第37号総務局長事務代理回答「事件記録の送付費用について」

3 家事事件(調停, 審判, 履行勧告等)に関する旅費, 日当, 宿泊料等の負担について

旅費, 日当, 宿泊料等の種類	費用負担者	根拠, 文献等
調停委員が現地調停等, 裁判所外で執務する場合の旅費, 日当, 宿泊料	国庫	国家公務員等の旅費に関する法律1条2項, 3条1項, 6条1項 民事訴訟費用等に関する法律, 刑事訴訟費用等に関する法律の解説(法曹会)193~194頁
事実の調査を裁判所外でする場合の裁判官, 書記官及び家庭裁判所調査官の旅費, 日当及び宿泊料	国庫	書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41頁 昭和48年10月30日家二第212号経理局長, 家庭局長回答「家事事件における証拠調および事実の調査に必要な裁判官等の旅費および宿泊料の負担者について」 家事審判法実務講義案(6訂再訂版)39頁 昭和27年2月19日付け会甲第340号経理局長, 家庭局長通知 民事訴訟費用等に関する法律, 刑事訴訟費用等に関する法律の解説(法曹会)193~194頁 日当については国家公務員等の旅費に関する法律1条2項, 3条1項, 6条1項
履行勧告事件で要する裁判官, 書記官及び家庭裁判所調査官の旅費, 日当及び宿泊料	国庫	平成16年3月29日家一第78号高等裁判所長官, 家庭裁判所長あて事務総長通達「履行確保事務の運用について」 民事訴訟費用等に関する法律, 刑事訴訟費用等に関する法律の解説(法曹会)193~194頁 日当については国家公務員等の旅費に関する法律1条2項, 3条1項, 6条1項

旅費、日当、宿泊料等の種類	費用負担者	根拠、文献等
証拠調べ(検証、証人尋問等)を裁判所外でする場合の裁判官及び書記官の旅費、日当及び宿泊料	旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額は当事者。その他(旅費及び宿泊料でこの金額を超える部分や日当など)は国庫。(「裁判官及び書記官」以外の職員の旅費、日当、宿泊料はすべて国庫)	民訴費用法11条1項2号 昭和48年10月30日家二第212号経理局長、家庭局長回答「家事事件における証拠調べおよび事実の調査に必要な裁判官等の旅費および宿泊料の負担者について」 民事訴訟費用等に関する法律、刑事訴訟費用等に関する法律の解説(法曹会)193~194頁 日当については国家公務員等の旅費に関する法律1条2項、3条1項、6条1項 民事実務講義案Ⅱ(五訂版)118~119頁(裁判所職員が裁判所外で手続上の行為を行ったときは、その職員に対し、旅費法に基づき、国から旅費日当が支給されるが、費用法11条1項2号は、その一部を当事者等に負担させることにしたものである。)
現地調停をする場合の家事審判官(裁判官)及び書記官の旅費、日当及び宿泊料	国庫	家事審判法実務講義案(6訂再訂版)251頁 (昭和27年6月高松高裁管内家事審判官会同における家庭局見解) 民事訴訟費用等に関する法律、刑事訴訟費用等に関する法律の解説(法曹会)193~194頁 日当については国家公務員等の旅費に関する法律1条2項、3条1項、6条1項
テレビ会議、電話会議の方法を利用した手続を行う際の回線使用料等(ただし、証拠調べを外部機関と通信する方法で行う場合の通信料を除く。)	国庫	平成24年12月18日付け事務連絡「テレビ会議システムのIPネットワーク化後の事務の取扱いについて」 書記官実務研究報告書第13号平成27年度書記官実務研究「家事事件手続法下における書記官事務の運用に関する実証的研究」41頁